

国際会計基準審議会 御中

2008年12月12日

公開草案「金融商品に関する開示の改善」(IFRS第7号「金融商品：開示」に対する修正提案)に対するコメント

我々は、公正価値測定プロジェクトにおける国際会計基準審議会(IASB)の努力に敬意を表するとともに、公開草案「金融商品に関する開示の改善」(国際財務報告基準(IFRS)第7号に対する修正提案)に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会(ASBJ)内に設けられた金融商品専門委員会のものである。当専門委員会では、コンバージェンス・プロジェクトの一環として、本公開草案へのコメント対応をはじめ、現行の金融商品会計基準の見直し及び公正価値測定に関するガイダンスの開発について検討を行っている。

1. 総論

- (1) 我々は、財務諸表利用者及びその他の関係者の要望に対応し、金融商品の公正価値測定と流動性リスクについての開示を促進させるという本公開草案の趣旨に賛同する。
- (2) IFRS第7号「金融商品：開示」を修正し、財務会計基準審議会(FASB)によって発行された財務会計基準書(SFAS)第157号「公正価値測定」の開示事項と同様の開示事項を要求することにより、国際財務報告基準(IFRS)と米国基準間の差異が解消され、IFRSと米国基準との間のコンバージェンスが促進されるものとする。

2. 質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次の通りである。これらのコメントが、当プロジェクトにおける今後の審議に役立つことを期待する。ただし、コメントを示していない質問事項は省略している。

公正価値の開示

質問1- 公正価値ヒエラルキーの使用

企業に対し、公正価値のヒエラルキーを使用した金融商品の公正価値開示を要求するという27A項の提案に同意しますか？同意しない場合、それは何故ですか？

1. 27A項の提案に同意する。公正価値のヒエラルキーを使用した金融商品の公正価値開示

を要求することにより、公正価値測定的首尾一貫性や企業間の比較可能性を高めると同時に、主観的なインプットを使用した公正価値測定の影響についての情報を財務諸表利用者に伝えるものとする。

質問 2—提案された 3 つのレベルの公正価値ヒエラルキー

27A 項に提示されている 3 つのレベルによる公正価値ヒエラルキーに同意しますか？同意しない場合、それは何故ですか？代わりとして何を提案しますか？また、それは何故ですか？

2. 27A 項に提示されている 3 つのレベルによる公正価値ヒエラルキーは、現行の国際会計基準 (IAS) 第 39 号で示唆する公正価値ヒエラルキーを体系化するものとするため、同意する。また、公正価値ヒエラルキーは、SFAS 第 157 号の公正価値ヒエラルキーと文言の相違はあるものの、SFAS 第 157 号の公正価値ヒエラルキー (3 段階のアプローチ) は、現行の IAS 第 39 号の定めと概ね整合的と考えられるため、両者間のコンバージェンスに資するものとする。
3. 各ヒエラルキーレベルの理解に資するため、27A 項の (a) から (c) の説明に加え、レベル 1 からレベル 3 の内容についてより詳細な説明を示してはどうかと考える。この際に、SFAS 第 157 号 23 項に示されているように、ヒエラルキーは公正価値の評価技法により分類するものではなく、公正価値測定の評価技法に用いられたインプットの重要性により分類するものであることを留意として「結論の根拠」に明記することが利用者の理解に資するものとする。
4. 一方で、金融商品が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかは、金融商品の性質や取引対象となる金融資産又は金融負債が属する市場環境により影響を受ける場合があることを考慮すると、例えば、レベル 3 の割合が市場全体でほとんどであるような場合には、27A 項に提示されている各ヒエラルキーレベルの解釈が利用者にとって意味を成さない可能性も懸念される、という意見もある。

質問 3—開示事項の拡充

以下の提案に同意するか？

- (a) 財政状態計算書で認識される公正価値測定について開示の拡大を要求するという 27B 項に同意しない場合、それは何故ですか？代わりとして何を提案しますか？また、それは何故ですか？
- (b) 企業に対し、公正価値で測定されない金融商品の公正価値についての開示を、公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類することを要求する 27C 項に同意しない場合、それは何故ですか？代わりとして何を提案しますか？また、それは何故ですか？

5. 27B 項の提案に同意する。特に、27B 項(b)のように、レベル 3 に分類された金融商品について、期中における公正価値の変動を内容別に開示するという提案は、レベル 3 のインプットによる公正価値が企業の主観的な仮定を反映した可能性があるため、利用者にとって追加的な情報を提供するものと考ええる。また、レベル 3 に分類された金融商品について、重要なインプットの変動が公正価値に与える影響についての開示を提案する 27B 項(d)も同様に、レベル 3 のインプットに基づいた公正価値測定に追加的な情報を提供するものと考ええる。
6. 27B 項(c)は、27B 項(b) (i) で開示が要求される利得又は損失合計のうち、未実現の利得合計又は損失合計の金額の開示を要求していると思われる。このため、その考え方をより明確に示すと同時に、IG13B の例示における、未実現利得又は損失の‘変動’という文言を削除した方が良いと考える。
7. レベル 3 の金融商品について、期首残高から期末残高への調整表を求めている 27B 項(b)は、経常的に発生するもの及び非経常的に発生するもの両方を含むようにも見える。一方、SFAS 第 157 号 32 項(c)では、非経常的に発生するレベル 3 の公正価値で測定される資産又は負債について同様の開示は求められておらず、また、その調整表を開示する効果は低いと考えられる。このため、27B 項(b)は、経常的に発生するレベル 3 の金融商品のみを求めてはどうかと考える。
8. 27C 項の提案に同意する。ただし、27C 項で開示対象となるものには、財政状態計算書で認識されているが公正価値評価されていない金融商品のほか、ローン・コミットメントや財務保証のように、財政状態計算書で認識されていない金融商品が含まれることを明示したほうがよいと考える。

流動性リスクの開示

質問 5—非デリバティブ金融負債の満期分析

企業に対し、企業が予想満期に基づいて非デリバティブ金融負債に関連した流動性リスクを管理している場合に、それらの金融負債について残存予想満期に基づいた満期分析を開示することを要求する 39 項(b)の提案に同意しますか？同意しない場合、それは何故ですか？代わりとして何を提案しますか？また、それは何故ですか？

9. 非デリバティブ金融負債について、従来の残存契約満期に加えて、残存予想満期に基づいた満期を管理している場合、39 項(b)の提案は、残存契約満期と残存予想満期の乖離に関する情報を財務諸表利用者に提供するものであり、有用な場合もあると考える。
10. 財務諸表利用者が企業の流動性リスクの性質と範囲に関して評価できるように、流動性リスクについて定性的開示と定量的開示の関連性を強化するという本公開草案の趣旨を考慮すると、39 項(c)の定性的開示に関して、具体的な説明を加えることが望ましいと考える。

質問6 ー流動性リスクの定義

付録Aにおける流動性リスクの修正された定義に同意しますか？同意しない場合、流動性リスクをどのように定義しますか？また、それは何故ですか？

11. 金融負債について、現金又はその他の金融資産を引き渡すことによって決済する金融負債に限定した本公開草案における流動性リスクの定義の修正提案に同意する。
ただし、金融負債の流動性リスクの定義に対する修正提案であることを明確にするため、付録Aのみならず、39項、BC57項、BC58項について、現行の「流動性リスク」という用語を「資金調達に伴う流動性リスク」という用語に変更することを提案する。

我々のコメントが当プロジェクトにおける今後の審議に貢献することを期待する。

西川 郁生

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員長